

尼崎市幼保連携型認定こども園
開設・運営の手引

— 第7版 —

令和8年4月
尼崎市こども青少年局
保育管理課

個別に相談をされる際は、事前に電話での予約をお願いします。

電話番号 06-6489-6253

メールアドレス ama-hoikukikaku@city.amagasaki.hyogo.jp

1 はじめに

尼崎市ではこれまで、保育所の新設等による定員枠の拡大や定員枠を超えての受け入れを実施するなど、入所児童数の拡大に努めてきましたが、女性の社会参加意識の高まりや働き方の多様化等により、待機児童がある状況です。

平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度では、本市条例で定めている基準に基づき尼崎市で認可するものとして、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育）があります。

この手引は、これらのうち、幼保連携型認定こども園について記載したものです。

2 幼保連携型認定こども園の概要について

幼保連携型認定こども園（以下「園」という。）とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定された施設で、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児並びに義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育・保育を必要とする子どもに対する教育・保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう教育・保育に適した環境の中で、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的としています。

（設置法人について）

（1）園の設置者は、次の要件を満たすものとする。

（ア） 社会福祉法人又は学校法人であること。

（イ） 申請者の役員又はその長が、認定こども園法第17条第2項各号に掲げる基準のいずれにも該当していないこと。

（ウ） 設置者及び園長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例第2条第7号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならず、また当該施設の運営について、暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。

（主なもの）

・申請者が、認可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

- ・ 申請者の役員又はその長が、認可の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者。
- ・ 申請者の役員又はその長が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
- ・ 申請者の役員又はその長が、認定こども園法、その他国民の福祉もしくは学校教育に関する法律で政令にて定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・ 申請者の役員又はその長が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。等

(基準を満たしているものの認可しないことができる内容について)

- (1) 園の認可申請にあたって園を設置しようとする場所を含む区域における「特定教育・保育施設の利用定員の総数」及び「特定教育・保育施設以外の幼稚園の収容定員の総数」の合計数が、事業計画において定める当該区域の特定教育・保育施設等の必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によって、これを超えることになると認める場合。
- (2) 園の認可申請にあたって園を設置しようとする場所を含む区域において、子ども・子育て支援法第19条第2号に規定する満3歳以上の子どもに係る特定教育・保育施設の利用定員の総数が、事業計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によって、これを超えることになると認める場合。
- (3) 園の認可申請にあたって園を設置しようとする場所を含む区域において、子ども・子育て支援法第19条第3号に規定する満3歳未満の子どもに係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員の総数が、事業計画において定める当該区域の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によって、これを超えることになると認める場合。

※ ただし、現在幼稚園（認定こども園含む）や保育所として運営している施設が同じ場所で園に移行する場合はこの限りではない。

(定員について)

園の利用定員は、20人以上とする。（小学校就学前の子ども 0歳児から5歳児）

(教育及び保育を行う期間及び時間)

- (1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回ってはならない。

- (2) 1年の開園日数は日曜日・国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除いた日を原則とする。
- (3) 1日あたりの標準的な教育時間は4時間程度とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
- (4) 保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則とする（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）が、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。（現状の保育所は11時間開所しており、更に延長保育を実施している。）

（入園資格）

園に入園することのできる者は、尼崎市が定める基準に基づき保育の必要性の認定を受け、認定証の交付のあった満3歳未満の子ども及び保育の必要性の認定を受け、認定証の交付のあった満3歳以上の子ども又はそれ以外の満3歳以上の子どもとする。

3 学級編制・職員配置

- (1) 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、以下のとおり学級を編制するものとする。
 - ア 1学級の園児数は30人以下を原則とする。（ただし、既存園（令和8年4月1日時点で認定こども園である園）については、国が認める期間においては、35人以下とする。）
 - イ 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。
- (2) 職員配置基準
 - ア 園には、以下の職員を置かなければならない。
 - (ア) 園長
 - (イ) 保育教諭
 - (ウ) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師
 - (エ) 調理員
調理員については、少なくとも1人は、栄養士もしくは調理師の免許を有するものでなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合は調理員を置かないことができる。（経過措置あり）
 - イ 次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。
 - (ア) 副園長又は教頭
 - (イ) 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

(ウ) 事務職員

- ウ 主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、主幹栄養教諭、主務栄養教諭、栄養教諭、用務員、その他必要な職員を置くことができる。
- エ 各学級に担当する専任の保育教諭等（主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭又は保育教諭）を1人以上置かなければならない。
- オ 特別な事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長もしくは教頭が兼ね、又は学級数の1/3の範囲内で、専任の助保育教諭もしくは講師をもって代えることができる。
- カ 講師については常時勤務に服さないことができる。
- キ 園児の教育及び保育（3歳未満の園児については、その保育。）に直接従事する職員の数、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数、常時2人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
満4歳以上	概ね25人につき 1人（25：1）
満3歳以上4歳未満	概ね15人につき 1人（15：1）
満1歳以上3歳未満	概ね6人につき 1人（6：1）
満1歳未満	概ね3人につき 1人（3：1）

※1 人数の算定に当たっては、上記の区分ごとに計算した人数（小数以下第2位を切捨て）の合計を算出し、少数以下第1位を四捨五入すること。

【例】乳児……………8人×1/3 = 2.66 → 2.6

1, 2歳児……20人×1/6 = 3.33 → 3.3

3歳児……………51人×1/15 = 3.4 → 3.4

4, 5歳児……101人×1/25 = 4.04 → 4.0

必要保育従事職員数 = 13人（2.6 + 3.3 + 3.4 + 4.0
= 13.3 ≒ 13）

※2 この表に定める員数は、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

※3 この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。

※4 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。

※5 満4歳以上の園児及び満3歳以上4歳未満の園児に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

(3) 園長と職員の資格は以下の通りとする。

(園長の資格)

- ア 園長は、原則として、教諭の専修免許状（一種免許状である場合も可）及び保育士として登録し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者とする。
- イ 園の運営上特に必要がある場合には、園の目的を実現するため、当該園を適切に管理及び運営する能力を有する者で、(ア)の資格を有する者と同等の資質を有すると設置者が認めるものとする。
- ウ 「同等の資質」の内容は、人格が高潔で、教育・保育に関する熱意と高い識見や職員に対して必要な指導及び助言等をする能力を有する者であって、「教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者」と同等と認められるものとして、設置者が認めた場合とする。
- エ これらの扱いは、副園長・教頭についても準用する。

(職員の資格)

- (1) 主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者でなければならない。
- (2) 主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭は、養護教諭の普通免許状を有する者でなければならない。
- (3) 主幹栄養教諭、主務栄養教諭及び栄養教諭は、栄養教諭の普通免許状を有する者でなければならない。
- (4) 助保育教諭及び講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の助教諭の普通免許又は臨時免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者でなければならない。
- (5) 養護助教諭は、養護助教諭の臨時免許状を有する者でなければならない。

(職員の資格に関する経過措置)

- (1) 国が認める期間においては、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は保育士として登録を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。
- (2) 国が認める期間においては、幼稚園の助教諭の普通免許又は臨時免許状を有する者は、助保育教諭又は講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。

4 施設基準について

- (1) 園には、園舎及び園庭を備えなければならない。
- (2) 園舎及び園庭は同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。
- (3) 園舎には、次に掲げる設備をそなえなければならない。また、保育室の数については学級数を下回ってはならない。

- ア 職員室
- イ 乳児室又はほふく室
- ウ 保育室
- エ 遊戯室
- オ 保健室
- カ 調理室
- キ 便所
- ク 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

- (4) 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別な事情のある場合は、3階建以上とすることができる。
- (5) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯場又は便所（以下「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、以下のア、イ、及びカを満たす場合は2階、アからクを満たす場合は3階以上（(4)のただし書きで認められた場合に限る。）に保育室等を設けることができる。この場合、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

各階の常用及び避難用ごとに規定する設備がそれぞれ1以上設けられていること。

保育室等がある階		2階	3階	4階以上
ア 建物構造		耐火建築物（※1）	耐火建築物（※1）	耐火建築物（※1）
イ 階段等	常用	屋内階段 屋外階段	屋内階段（※2） 屋外階段	屋内階段（※2） 屋外階段（※3）
	避難用	屋内階段（※2） 待避上有効なバルコニー（※7） 準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずるもの（※4） 屋外階段	屋内階段（※2） 耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずるもの（※5） 屋外階段	屋内階段（※6） 耐火構造の屋外傾斜路（※5） 屋外階段（※3）

- ※1 耐火建築物とは建築基準法第2条第9号の2に規定するものである。
- ※2 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造であること。(ただし、第123条第1項の場合、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすこと。)
- ※3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造であること。
- ※4 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造であること。
- ※5 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造のものであること。
- ※6 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)

※7 待避上有効なバルコニーとは以下の要件を満たすものとする。

- ①バルコニーの床は準耐火構造とする。
- ②バルコニーは十分に外気に開放されていること。
- ③バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とすること。
なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室から50m以内に直通階段を設置しなければならない。
- ④屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。
- ⑤その階の保育室の面積の概ね1/8以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。

○傾斜路に準ずる設備とは、2階に限っては非常用滑り台をいうものである。

○人工地盤及び立体的遊歩道が、施設を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第13条の3に規定する避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階)と認められる場合にあつては、本基準の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。

ウ イに掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下になるように設けられていること。

エ 調理室以外の部分と調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で

区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床もしくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパー若しくは以下のいずれかの設備が設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備（火災報知機や消火器）及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(6) 園舎の面積は、次のア、イに掲げる面積を合算した面積以上とする。

ア 以下の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる面積

学級数	面積 (㎡)
1 学級	1 8 0
2 学級以上	3 2 0 + 1 0 0 × (学級数 - 2)

イ 満3歳未満の園児数に応じ

(ア) (乳児室) 1.65 m^2 × 満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数

(イ) (ほふく室) 3.3 m^2 × 満2歳未満の園児のうちほふくするものの数

(ウ) (保育室又は遊戯室) 1.98 m^2 × 満2歳園児の数

(7) 園庭の面積は、次に掲げるア、イに掲げる面積を合算した面積以上とする。※

ア 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

(ア) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積。

学級数	面積 (㎡)
2 学級以下	3 3 0 + 3 0 × (学級数 - 1)
3 学級以上	4 0 0 + 8 0 × (学級数 - 3)

(イ) 3.3 m^2 × 満3歳以上の園児の数

イ 3.3 m^2 × 満2歳以上満3歳未満の園児数

※移行特例（幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合）

平成27年3月31日において現に幼稚園を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども

園を設置する場合、上記（7）に定める園庭の面積は、当分の間、次の通りとすることができる。

園庭の面積は次のアとイに掲げる面積を合算した面積以上とする。

ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積。

学級数	面積（㎡）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

イ $3.3 \text{ m}^2 \times$ 満2歳以上満3歳未満の園児数

※移行特例（保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合）

平成27年3月31日において現に保育所を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合、上記（7）に定める園庭の面積は、当分の間、次の通りとすることができる。

園庭の面積は次のアとイに掲げる面積を合算した面積以上とする。

ア $3.3 \text{ m}^2 \times$ 満3歳以上の園児数

イ $3.3 \text{ m}^2 \times$ 満2歳以上満3歳未満の園児数

※移行特例（幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合）

平成27年3月31日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園に移行する場合、当分の間、以下の①から④にまでの全ての要件を満たす代替地について、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、園庭面積として算入することができる。

- ① 園児が安全に移動できる場所であること。
- ② 園児が安全に利用できる場所であること。
- ③ 園児が日常的に利用できる場所であること。
- ④ 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(8) 食事の提供

保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、園内で調理する方法により食事の提供を行わなければならない。ただし、満3歳以上の園児について、食事を外部搬入する場合は園内で調理する方法をとらないことができる。この場合においても、当該園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

ア 園内で調理する方法により食事を提供する場合

- (ア) 食事の提供についてはあらかじめ作成された献立にしたがって行うこと。また、その献立はできる限り変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含むものであること。
- (イ) 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- (ウ) 園内での調理につき、その調理を業者に委託する方法により行うことができる。委託により調理を行うには、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知)の内容に従い、当該園内において受託業者が調理を行う場合に限るものとする。また、委託する調理業務に関する内容を明確にした協定書(契約書等)を締結すること。

イ 外部から搬入する方法により食事を提供する場合

- (ア) 食事を施設に搬入する事業者は、園の給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有し、また、園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、食事の内容、回数及び時機等に適切に応じることができる事業者とすること。
- (イ) 栄養士による必要な配慮を受けることができること。
- (ウ) 園児に対する食事の提供の責任が当該園にあること。
- (エ) 園児の発育及び発達の過程に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき、食事を提供するよう努めること。
- (オ) 園は外部搬入する事業者と食事の内容やその搬入方法等に関する内容を明確にした協定書(契約書等)を締結すること。

ウ 園児に対する食事の提供について、園内で調理する方法により行う園児数が20人未満である場合は、自園調理の場合であっても調理室を備えないことができる。この場合においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

(9) 次に掲げる設備の面積は、各項目に掲げる面積以上とする。

乳児室	1. 65㎡ × 満2歳児未満の園児のうちほふくしないものの数
ほふく室	3. 3㎡ × 満2歳未満の園児のうちほふくするものの数
保育室又は遊戯室	1. 98㎡ × 満2歳以上の園児の数

(10) このほか、園舎には次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

- ア 放送聴取設備
- イ 映写設備
- ウ 水遊び場
- エ 園児清浄用設備
- オ 図書室
- カ 会議室

- (1 1) 園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。また、園具及び教具については、常に改善し、補充しなければならない。
- (1 2) 園は換気、採光、照明等について、園児及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（学校環境衛生基準）に照らして、園の適切な環境の維持に努めなければならない。

5 園の運営について

(指導要録・出席簿)

- (1) 在園する子どもについて、指導要録、出席簿を作成することとする。
- (2) 在園する子どもが転園又は進学した場合の指導要録の抄本、又は写しは、当該子どもが転園・進学した先に送付することとする。

(研修等)

- (1) 園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。さらに、研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該職員の計画的な育成に努めることとする。
- (2) 職員は、常に自己研鑽に励み、就学前の子どもに関する法律、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(職員会議)

- (1) 園には、設置者の定めるところにより、園長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。
- (2) 職員会議は、園長が主宰する。

(運営状況評価・報告)

- (1) 園の設置者は、自らその提供する教育及び保育並びに子育ての支援事業等の質の評価を行い、結果を公表するとともに、常にその改善を図らなければならない。
- (2) 園の設置者は、(1)の評価の結果を踏まえた当該園の保護者その他の関係者(当該園の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- (3) 定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(園則に記載すべき事項)

園則には、少なくとも、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項
- (2) 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
- (3) 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項
- (4) 利用定員及び職員組織に関する事項
- (5) 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
- (6) 保育料その他の費用徴収に関する事項
- (7) その他施設の管理についての重要事項

(秘密保持等)

職員は正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、園は、職員であった者が、正当な理由が無くその業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

- (1) 園は、その行った教育及び保育並びに子育て支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 園は、その行った教育及び保育並びに子育て支援について、尼崎市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(安全計画の策定)

認定こども園法第27条の規定により準用する学校保健安全法の規定に基づく学校安全計画を策定し、実施すること。

(非常災害・事故対策)

- (1) 園の設置者は、園児の安全の確保を図るため、非常災害、事故、加害行為等が発生した場合、もしくは、園児に生ずる危険を防止するため、適切に対処することができるよう、当該園の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、以下の各項目に掲げる措置を講じなければならない。
 - ア 消火設備その他の非常災害等に対処するために必要な設備を設けること。
 - イ (ア) について、消火器等が設置されているだけでなく、職員全員が設置場所や使用方法を知っていることが必要であること
 - ウ 非常災害等が発生した場合の対応に関する具体的な指針を定め、及び当該場合における関係機関への連絡体制を整備すること。また、園における安全に関する計画を策定し、これを実施しなければならない。
 - エ 定期的に、(ウ) の指針及び関係機関への連絡体制を当該園の職員及び園児並びにその家族に周知すること。
 - オ 非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回、避難、救出等に関する訓練を行うこと。また、訓練内容を記録すること。
 - カ 園長は、当該園の施設又は設備について、園児の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該園の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。
 - キ 消防法第8条に規定する防火管理者を設置するよう努めること。(園児の数が30人以上の場合は必置)
- (2) 設置者は、傷病者に対する応急手当などに関する講習で市長が指定するものを修了した者(当該講習を受けた日から2年を経過しない者に限る。)を常時配置するよう努めるものとする。
- (3) 設置者は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生もしくはその再発を防止するため、次の各項目に掲げる措置を講じなければならない。
 - ア 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発防止等に関する指針を定めること。
 - イ 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実が園長に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善

策が職員に周知される体制を整備すること。

ウ 定期的に、事故の発生又はその事故の再発の防止について、その協議を行うための会議を開くとともに、職員に対し研修を行うこと。

エ 園においては、事故等により園児に危害が生じた場合において、当該園児及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた園児その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。

(4) 設置者は、園児に対する処遇により事故が発生したときには、次の各項目に掲げる措置を講じなければならない。

ア 速やかに、当該事故発生的事实を市長等に報告すること

イ 当該事故の状況及びその発生後に講じた措置について記録すること。

ウ 当該事故が設置者の責めに帰すべき事由によるものであり、かつ当該園児に損害が生じたときは、その損害を賠償すること。

(5) 賠償責任保険への加入

園の設置者は、事故等の発生による補償を円滑に行うことができるよう、有効な賠償責任保険に加入すること。

(家庭・地域との連携、連絡)

(1) 設置者は、当該園に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該園における教育及び保育等の状況その他の当該園の運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

(2) 園においては、園児の安全の確保を図るため、園児の保護者との連携を図るとともに、当該園が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。また、園は救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

(3) 園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(4) 園には、設置者の定めるところにより、評議員を置くことができる。

ア 評議員は、園長の求めに応じ、運営に関し意見を述べることができる。

イ 評議員は、当該園の職員以外の者で教育、保育又は子育ての支援に関する理解及び識見を有するもののうちから、園長の推薦により、当該園の設置者が委嘱する。

(5) 設置者は、日常的に関係行政機関、医療機関等と相互に連絡を図りながら、適切

にその業務を行うことにより、園児等が安心して当該園を利用することができる体制の確保に努めなければならない。

(健康診断等)

園児及び職員の健康管理について、次のように行うこと。

- (1) 園においては、園児の健康診断を入園時及び毎年度2回行う（そのうち1回は6月30日までにを行うものとする。）ことを原則とし、毎学年定期的に、園児の健康診断を行わなければならない。また、必要があるときは、臨時に、園児の健康診断を行うものとする。健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

学校保健安全法施行規則 第6条

①身長、体重 ②栄養状態 ③脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態④視力及び聴力
⑤眼の疾病及び異常の有無 ⑥耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無⑦歯及び口腔の疾病及び異常の有無 ⑧結核の有無⑨心臓の疾病及び異常の有無⑩尿⑪その他の疾病及び異常の有無

上記のほか、胸囲及び肺活量、背筋力、握力等の機能を、検査の項目に加えることができる。

- (2) 疾病その他やむを得ない事由によって当該期日に健康診断を受けることのできなかった者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。
- (3) 園の養護教諭等は、園児の健康状態の日常的な観察により、園児の心身の状況を把握し、健康上の問題があるときは、遅滞なく必要な指導・助言を行うものとする。
- (4) 園の設置者は、毎学年定期的に、園の職員の健康診断を行わなければならない。また、必要があるときは、臨時に、園の職員の健康診断を行うものとする。園の設置者は、この健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

学校保健安全法施行規則 第13条

①身長、体重及び腹囲 ②視力及び聴力③結核の有無④血圧⑤尿⑥胃の疾病及び異常の有無⑦貧血検査⑧肝機能検査⑨血中脂質検査⑩血糖検査⑪心電図検査⑫その他の疾病及び異常の有無

(安全・衛生)

- (1) 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- (2) 園長は、感染症にかかっている、もしくはかかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある園児があるときは、その理由及び期間を明らかにして、園児の保護者に指示し、出席を停止させることができる。
- (3) 園は当該園児及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、園児及び職員の健康診断、環境衛生検査、園児に対する指導その他保健に関する事項について計画を策

定し、これを実施しなければならない。

(子育て支援事業)

園の、保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てを実践する力の向上を積極的に支援することを主旨として、教育及び保育に対する需要に照らし実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

- (1) 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設するとともに子育てに関する相談に応じ、必要な情報の提供等を行う事業
- (2) 地域の子どもの養育に関する個別の問題について、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行う事業
- (3) 保護者の疾病等により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもの保護を行う事業
- (4) 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間団体等との連絡及び調整を行う事業
- (5) 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間団体等に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

6 留意事項について

ここに記した事項も含め、詳細については、尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の基準を定める条例、内閣府・文部科学省・厚生労働省令並びに関係法令に基づくものとする。